

第二十二回 国会衆議院

社会労働委員会議録第三十六号

昭和三十年七月七日(木曜日)

— 1 —

四

同 日
委員小川豊明君辞任につき、その補
欠として岡本隆一君が議長の指名で
委員に選任された。

○中村委員長 これより会議を開きます。

んでの問題でございまして、おつしやるよう、その後日時が経過しております。そして、その点で、実は組合としても問題にしておるようでございます。

行委員並びに当時の組合幹部を含めまして十一名を懲戒処分に付せんとしておるわけであります。ところが、その中身を見ますと、この十一名の人たち

する法律案(内閣提出第一一号)
四国電力株式会社の人員整理問題

程度詳しく存じております。この問題は、例の昭和二十七年秋の争議にからんでの問題でございまして、おっしゃ

際における四国地方本部委員長菅正三郎氏以下四国地方本部の全部の常任幹部並びに当時の組合幹部を含めま

七月六日

矢尾壹三郎君	多賀谷眞穂君	中村英男君	小林郁君	越智茂君	横井葛君	太郎君	小島徹君
重吉君	眞穂君	英男君	郁君	葛君	葛君	太郎君	小島徹君
三郎君	眞穂君	英男君	郁君	越智	横井	太郎君	小島徹君
中原健次君	八木義高君	神田昇君	大作君	義高君	利壽君	直	山本直

同(前尾繁三郎君紹介)第三五九六

同(三輪鑑壯君紹介)(第三五九七号)
タリーニング業法の一部改正に関する
諸願(小笠公詔君紹介)(第三五九
八号)

おそらく御承知だと思いますが、最初にお伺いいたしますが、四国地方本部で組合幹部十一名の懲罰問題が起き

きまして、これが不当なものなれば、
それぞあるいは地労委あたりに提訴
される手段もござりますので、われわ

の事業運営に支障を来たすことは当然であります。そのことをもって、これ

専門員 引地亮太郎君
専門員 浜口金一郎君
専門員 山本正世君

号) の審査を本委員会に付託された。

同 日 委員岡本隆一君辞任につき、その補欠として八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九四号)

○中西政府委員　四国電力会社の懲戒
事案につきましては、われわれもある

ますけれども、簡単に御説明申し上げますと、昭和二十七年のストライキの

なく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

た、この問題で六つの起訴事件が起きたわけですが、それによつて第二審において罰金刑を受けた者が二名あります。ところがその二名の人は、すでに第二組合に加入しておるという理由でございましよう、そういう人たちは処罰対象となつておりません。それから、はなはだしい例を取りまとめて、渡辺という人のときは、この处罚を受ける直前によしまして、四国電力がたくさん株を持つておる姉妹会社の美馬水力という会社に就職あつせんをして入社せしめておる。そういう人が二名もおるわけであります。また先ほど申しました通り、高知の支部の委員長のごときは、何らの刑事上の問題がないかわらず、これが懲戒委員会にかけられておるという事態になつておるわけです。

は憲法にも保障されておりまし、それに対する不當な処分がありました場合には、労組法によって保護の規定もございます。問題は、組合活動の正当な限界の問題でありまして、正当な限界を越えた行動は、たとい組合活動の一環としてやりましても個人的な責めを免れない。従つて、その正当な限界を越えた問題で会社が懲戒処分に付するということは、あり得るのじやなかろうか。特に裁判所で有罪の判決を受け——もちろん確定しなければわからぬわけでありますけれども、そういうような事案について会社が就業規則あるいは労働協約等の規定に従つて懲戒処分を行うということは、あり得るのじやないかというふうに考えております。

うな人々を敵対者の中にうまく纏り込んでやられたような事例は聞くのではありませんけれどもしかし、ストライキをやつて需用家に迷惑をかけた、会社業務に支障を来たしたという理由をもって、当時の最高幹部のみを処罰対象者にしたという無謀な例は一つも聞かないのです。そこで、そういうことについて、実はお伺いしておるわけですが、今回の刑事訴訟などとどういった問題につきましても、松山裁判所で出来ました判決文にもはっきり書いてあります「労働者の団体交渉権、争議権は憲法の保障するところであります。従来犯罪とせられた行為でも右権利の行使としてなされた行為は労働組合法第一条第二項により刑法第三十五条规定の適用の結果、罪とならなくなつたことは弁護人等主張の通りであ

合に、責任者を経営者が懲戒の対象にするということはあり得ると思いません。
○八木(昇)委員 それは最終的には労働委員会もしくは裁判所の決定でござりますので、ここで法律上の厳密な見解をお伺いいたしましても、ある意味においては無意味でございまして、むしろ労働者のいろいろな権利や福祉を守るという本来の任務を持つておられる労働行政の担当省としての労働省の、もつとフリーな立場での御見解を実はお伺いをしておるわけであります。従来、停電ストというのは、スイッチ・オフを伴うので違法であるということ、なかなか問題になりますた。労働省もそういった見解を出されましたようこともあります。これにつきましては、私が申し上げるまでもな

は思つておるわけであります。その辺につきましての労働省のお考えその他をお伺いしたい、こう思つております。

○中西政府委員 問題は、結局正当性の範囲にとどまつたかどうかの事実論定でござります。すでに三年近く前の話でもございますし、われわれはそのときの実地をよく存じております。しかし、聞くところによりますと、单なるウォーク・アウトあるいはスイッチ・オフというのではなくて、発電所のところにピケを張り、会社側が入っていくのを力をもつて阻止したということが原因のようでございます。従つて、それが当時の状況において正当な限界を越えたかどうか、もしも実力をもつてピケで経営者側を阻止したといふことになりますれば、これは行き過

そこで、この際私がお伺いたしたいのは、元来労働省というものは、労働者のいろいろな運動に対する取締り機関でないことは申すまでもないことです。労働者のいろいろな福祉を擁護するという主たる任務を持つておるものであるというふうに思いますので、そういう観点から、労働省はこういった事態に対してもういう考え方を持ち、どうしようとしておられるかということをお伺いしたいために以下の事柄を聞くわけです。

まず第一に、ストライキを行なった幹部に対して、それを就業規則に照らして不都合な行為であるとして処断でいるということが言えるかどうか、こういうことについての労働省当局のお考えを率直にお述べいただきたい。

○中西政府委員 労働組合の結成、加入、それから正当な組合活動、これ

聞いているのではないであります。そしてまた、会社もそういうことは一切理由といたしておりません。そうではなくて、争議行為がいろいろな会社業務に支障を来たして、需用家に多大の迷惑を与えたということです。こういうことが、実は一つの理由となつておるわけであります。さらには業務に支障を来たしたということが、一つの理由となつております。この二つの理由をもつて、会社就業規則に照らし不都合な行為であるということで、地方本部の全執行委員を処罰せんとしているわけであります。これはいまだかつて私はその例を聞いたことがないのであります。よく会社の事業が不振である、企業整備をしなければならないという理由のもとに、たとえば千人おる会社で、二百人なり三百人の人員整理を行ふ際に、かつて組合の幹部であつたよ

る。」これは当然のことでありまして、先ほどお答えのような点をお伺いしているわけではありませんので、重ねてお伺いをいたします。

○中西政政府委員 刑事事件にかかる、かからぬは別にいたしまして、違法、正当性の限界ということに、問題はかかるてくるわけであります。そこで経営者側が、正当な限界を越えて、つまり組合活動としても許されざる限度の行為があつたという場合に、それの責任者を懲戒に付するということはあり得るわけであります。もちろん、正当の範囲を逸脱したかどうかということについての公けの判定は、労働委員会あるいは裁判所がやる問題ではございません。もちろん、最終的には裁判所でありますが、行政的には、労働委員会の公益委員会議で認定するということになりますけれども、一応そう認めた場

く、東京高裁その他の離所で、これについては正当であるという判決文が出来たことは、私がここで読み上げるまでもないと思います。持つてきておりましたが、停電ストさえそうでありまして、電源ストの場合は、労務を提供せず職場を自然に去る、こういう争議行為でありますので、これはもうほとんど適法、不適法というようなことの論議の対象には当然なつておらない、こういうふうに思うわけです。そういうふうな状態に対して、しかもその後は、御承知の通りに、労働者の非常な反対があつたにもかかわらず、すでにスト規制法も施行して、それからすでに二年九ヵ月ほど経過しておる。こういう段階に当つて、これほどいろいろ問題があるような处罚行為に出ることについて、労働省として携手傍観しておつてもらつては実は困ると、私ども

ぎではあります。ただ、その場の事情をわれわれも詳しいことは存じませんから、わかりませんけれども、一応そういうような理由で会社が取り上げておるわけであります。従つて、そうだとしますれば、就業規則その他に照らして、懲戒に付するということも、不当とも考えられないであります。ただ問題は、あまりにも以前の事案を今ごろ持ち出しただといふところが、われわれとしましても、何だかちよつとすれば過ぎておるという感じがいたしします。この点につきましては、私どもも会社側にそういう気持を申したことともございまが、会社側としましては、当時この問題は刑事案件として検察当局がタッチした、従つて一応その結論が出るまでは、というので、そのときは差し控えた。ところが、裁判が長引きまして、やつと最近になって初審の判決が出た

うな人々を誠意対象者の中にうまく織り込んでやられたような事例は聞くの

合に、責任者を経営者が懲戒の対象にするということはあり得ると思いま

は思つておるわけであります。その辺につきましての労働省のお考えその他をお伺ひしたが、どう思つております。

持ち出したとしたということらしいのであります。私どもとしましても、もう三年前の事件を今ごろ取り上げるのは、時期的に見てどうかと思うことは感じております。しかし、そうだからといって、原因のあることを取り上げてはいけないということもございませんので、会社にわれわれの気持を伝えて、それでも、やはり会社としては理由があるのだからということになれば、今度は法的に労働委員会なり裁判所で争つてもらうというよりしようがないのではないか、そういうふうに実は考えております。

それで、ただいまのお話でございました。実は労働委員会なり何なりというようなものについても、これは労働省がどうこうとするという筋合いのものではございませんけれども、私ども非常に遺憾なんです。と申しますのは、二十七年の争議の終りました直後から、組合の分裂について、会社側が随所において不当労働行為をやつたという事実を実は私は聞いておるわけです。そこで実は香川県地労委、高知県地労委、愛媛県地労委、徳島県地労委、すべてにわたって七県ですか、不当労働行為の申請をしておるわけであります。これは二十八年に申請をしておる、ところが、三年近くも経ました今日に至るも、各県とも全部判定を出さないのであります。右とも左とも、何とも二年半以上にわたって出さない。しかも、その間一回、非公式にこの地労

委から、これは明らかに不当労働行為と思われる節々がある。しかしながら、何とか和解の道はなかろうか、こういう由来が二年を経過した今年の春あつたそうです。しかししながら、そういうことでは話にならないということで、今日に至るもこれについて判定を下さないという、まさに遺憾千万な事態にある。そこで、これらについても、ほんとうにこういう会社側の不适当労働行為に対する判定をし、会社側に厳重な戒告をなすべき任務を、労働委員会あたりが果しておらない、こう思つておるわけです。これらにつきましても、直接労働委員会に対し、どうこうということはないでございましょうけれども、労働省当局はお考えを願いたいと思います。

それからもう一つの点は、これも実は御承知かと思いますが、同じく四国におきまして、四国電労という第二組合に対して、会社はニイオン・ショップを結んだ。ところが本組合である第一組合とはニイオン・ショップを結ばない。しかも第二組合の方から本組合の方へ籍を移した人に対し、ニイオン・ショップをたてにとつて誠首をしておる、三名首を切つておる。これはもちろん地方裁判所で争つておりますから、そこで決定を出してくれると思っておりますが、全体としてそういう非常な不当労働行為的な背景の上にあります。従いまして、今の労働委員会の不当労働行為に対する態度その他につきましても、一応この際労働省の御見解を承つておきたいと思います。

○中西政府委員 労働組合の問題で一番厄介な問題は、労使間の問題よりも組合相互間の問題、これが実は一番解決の困難な問題でござります。結局組合の組織の問題は、われとしても、いかんともしがたい問題であります。できました第二組合が、明らかに御用組合といふとの設定があれば、これはまた別でございまして、それども、四国の労働組合は、今や総数五千九百幾らで、あと電産の組合員は、最近は六十四名というようなことであります。こういう実態から、やはり地方委としてもなかなか結論が出しにくいい。これはわれわれも労働委員会で事務をしておりまして、十分に推測ができるのでございます。従つて、こういった実態から考えて、やはりいろいろ問題は処理されなければならない。ことに今のユニオン・ショップの問題でございますが、これは法規にもございまますように、過半数以上の組合がユニオン・ショップを結ぶるわけでござります。そうだとしますと、それが有効に結べられますれば、これは実務上いかんともしがたいということになりますので、この組合の問題といいますものは、それぞれの実力というものによつて問題が処理されていくのじゃなかろうか、われわれがそこに妙に介入いたしますことは、かえつて事態を混乱に導く。電産の主張は、まことによくわかるのでございますが、一応実態から考えまして、その進展に待つよりしようがないのじやないかというふうに思ひます。

○八木(昇)委員 私の問い合わせに対する直接の答えでなかつたように思ひます。私が問うておりますことは、次のようなことを問うておるわけであります。二年半前に組合が分裂をいたしましたのは、二年半前組合員数はわずかであります。そのときに不当労働行為といふものを申請したのは、会社側がこうしたことを行なつたということの不当労働行為を指摘して労働委員会に申請をしておつた。ですから、それによつて当然判断をすべきである。その後の一 年半も判定を引き延ばしておいて、姿態が、第二組合が數がふえたとかふうなかつたとか、そういうふうなことを問題にすべき筋合いでない、こう思うのです。

それはそれといたしまして、とにかく労働委員会が不当労働行為の申請を受け、それに対しての判定を二年半にもわたつていすれとも下さない、こういうことについて、どういうお考えかということになります。

○中西政府委員 労働委員会の決定は、できるだけすみやかになされるとの望ましいことは申しますでもございません。ことに調停ですら一ヶ月以内というような、大体訓示的な規定もあるくらいでございます。この不当労働行為の決定もなるべく早く出るに越したことはございません。ただ労働委員会の弁護をするわけではございませんけれども、事案によりましては、かえつて白黒をつけますために問題がこんがらがるという場合もございます。これは裁判所においてすら、和解ということで問題を円満に解決する道ができる

ておるくらいでござります。從つて特に労働関係というものは、法律上ある程度理論的に割り切れましてもこれをびしつときめますことが、かつて混亂を起すという場合もござります。そういう場合には、勢い決定が常に渋つていく。そうして、できれ和解によつて解決したいという労働委員会の努力もわからないわけはございません。しかしながら、われわれしましては、常々なるべく調停事業、またどういった不当労働行為の事は、できるだけみやかに結論を出します。先ほど御説明もありました通りに、この問題は明らかに会社の方がトライキの責任者を全員処罰する、というふうな出方でありまして、非常な将来の労働運動に対するはつきりとした、いわば挑戦という格好であります。労働者としては、これをそのまましないがしろにして見過ごすわけにいかないものであります。そういうふうな格好から、先程の御説明もありました通りに、電産はあの後二年半以上を経過いたしました今日、初めて全国的な大口通告を十六日にやるに至つておるわけであります。それから御承知の通りに、分裂いたしました電労連並びに四国電力におきます第二組合、これもいずれもこの処分反対の決定をして、行われ、現地におきましてはすわり込みが行われると、こういう状態になつて、地元の第二組合の方につきましては、すでに三、四回にわたつて団体交渉が行われ、現地におきましてはすわり込みが行われると、こういう状態になつて、

「アーティストのアート」は、必ずしもアーティストのアート

○中原委員 業種的に、いわば季節労務者、あるいは循環的なそういう作業の労務者が二十二万九千人、こういうふうに承わったわけです。そこで、この人たちがいうところの季節労務者に全部該当しておるのか、それともそれ以外の人をも含んでおるのかというこ^トです。

○江下政府委員 先ほど申し上げました二十二万余人の人は私どもとしては季節的な労務者がそのうちのおそらく八割程度を占めておると思います。残りの二割程度が循環的な労務者であると考えております。

け見ておりますと、二〇%というものは、いわゆる雑種な中から拾い上げたものというふうになつてくるわけです。従つて八〇%が今回の改正法律案の対象として考えられておる、こういうことになるのですか。

○江下政府委員 そうではございませんで、今回の改正では、失業する前の一年間に被保険者期間が六ヶ月から九ヶ月であつた者、つまり先ほど申し上げました数にいたしまして二十九万八千人、これが従来ならば給付期間が百八十日であったのを九十日に削減する、

○中原委員 それでは二十九万一千人の人たちが、今回の九十日の分の給付に転換をする対象、こういうことですね。そこで問題になりますのは、いやしくも二十九万一千という数字が出ておるからには、相当大きな数だと理解

します。その大きな数の人が、百八十

日本に帰化を受けておられたもののかな日本に引き下がれしていくことになつてくれれば、この人々は、失業保険法に対する立場が、せつかく今まで、はなはだ不十分ではあるが、しかしながら幸うじてこの失業保険の給付に力を得て生存を続けておつた立場の人であります。それだけに、この人々をこのような措置で処理するということになると

つてきますと、今日の失業救済の政策そのものに、やはり問題が出てくるのではないか。はなはだありがたからぬということが出でてくる。いや、はなはだ迷惑であるといふことが出てくる。従つて、これに対処する具体的な措置とというものが、当然用意されなければならぬと思います。その用意をなされない今まで、これだけのものが給付が

半減されてそのまま放置されたので、これは大へんなことになると思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしようか。

○江下政府委員 今回の改正案は、季節的労働者を主体といたします短期保険者の受給期間を削減いたしますとともに、長期の被保険者であつたものに對しまして給付期間の延長をはかつておるのでございます。これは季節的労働者を主体とします短期被保険者の削減のみを問題にすべきではなく、私どもとしましては、全体としてこの保

そこで、実はこの季節的な労働者を主体といたします短期被保険者の問題でございますが、これはお話を通り、一応表面的にはそういう給付日数の削減ということが言われると思うのでござります。

ざいますが、実際にこれを数字において

て見ますと、被保険者期間の六ヶ月から九ヶ月でありますとの平均の受給日数を調べてみると百十日でござります。今回私どもの考えておりますのは、これを九十日にする。百八十日が九十日に形式的には減ることになりますが、実際問題としましては、季節的な労働者が主体となつております関係上、百八十日もうち皆まことにどうな

いわけでございまして、みな季節的に、冬場働きに行けない場合だけ、その期間だけを彼らは失業保険によつてまかんつておるのが実態であります。そこで、現実には百十日という平均受給日数になつておりますので、そう大きな、これによつての打撃と申しますか、混乱が起るということは、私どもは考えていないのでございます。

実はこのお話を出ましたので、前会も御答弁いたしたと思いますが、季節的に雇用される者というのは、本来失業保険法の建前といたしましては、失業保険から除外される建前になつております。なぜ季節的に雇用される者を除外したのかと申しますと、これは毎年繰り返して失業保険をもらう、つまり一定の期間だけ働けば、必ずあと失業保険をもらうということになりますので、前々申し上げますように、失業保険法本来の制度の趣旨から見まし

試験法を初めて作りましたときの季節労働者というものは、非常に短期のものが多くございまして、従つて保険料のかけ捨てにもなる。こういう面も考えて、海外をいたしておつたのでございます。ところが、だんだん経済実態が大しく変つて参りまして、最近は季節的

事情が相当多いというふうに私ども聞

られておるのでござります。こういふ点から考へまして、あれこれ考へ合せまして、今回の保険法の改正におきましては、結局業種による区別ということは困難である、あくまでも期間によつて調節をすることが妥当であろう、私ども実はこういう結論に達したのでござります。仰せのこととく、この中の短期間労働者の一部とは、先生の御心配

中産委員会 政府の各般の施設、教育
を吸収していくことを、当然
考えていきたいと思っております。
かかりますとともに、政府の行なつ
ておられます失業対策の各般の施設にこ
れを申し上げるまでもなく、安
定所におきまして職業紹介活動を活発
にいたしますとともに、政府の行なつ
かし、これらの人たちに対しまして
は、これまたあるかと思いますが、し
ょうな点があるかと思いますが、し

施設あるいは救済事業に吸収されておる、私どもはそのように簡単によう考えません。それならば、現在失業者がこのような混乱を起すはずはない。その議論はいたしません。

それでは、ただいまの二十九万一千人と御指摘になられました人の失業保険金の給付期間中ににおける就職の分類ですね、つまり何ヵ月目にどれだけ減ったか、何ヵ月目にどれだけ減ったか、何ヵ月目にどれだけ減ったなどいふうな大体のものがあるだろとうと思ひますが、これを一つお示し願いたい。

○江下政府委員 二十九万の方の内訳でござ

○中原委員 それはどうもはなはだ遺
せん。おそらく私の考えでは九割以上
が、大体平均百十日もらつたあと就職
をしておると考えております。

六

憾として、おそらくと いうようなお示しでは納得が できません。少くともこゝの問題に付いては、この二点を考慮するべきである。

の問題を対象として方針を立てなければならぬ問題に直面しておるときに、やはりこれはつぶさに御検討になられ

○江下政府委員 このうち約一十二万
程度の者は、失業保険をもらうのは仕
事のつなぎにもらつておるのでござい
がるわけですか

数字が立証されるのになれば、立案者としてははなはだ不親切だと、私はこう思います。ただいまの御答弁では、誠実を傾けた措置あるいは立案と、そぞろ見でござる。

ますから、当然受給期間中に二十二万程度の者は保険をもらつてあとすぐ就職をする。こういうものであると思ひます。そのほかの一般の短期被保険者につきましては、大体私は一般の被保険者と同じではないか、こういうふうに

○江下政府委员

申し上げたのであります。

または循環雇用

て、この法律案が成立、実施されれば、三十年度内は三億、それから平年度は十二億から十三億の保険財政の黒字へと戻るに至る、ところへ二

坂面十田の駿轍

字への転換が可能である。このように私は承わっておるのである。おそらく先日の速記録をごらんになれば——私が

部——おそらく

聞き違つておるとすれば、この数字は何であつたかということになるのです
が、こういう計算の基礎となるものを

けるようになる。

○江下政府委員 私が答弁いたしました
一つ御説明願いたい。

おもしますから、

たのは、今度の受給期間の調整と適用範囲の拡大ということによつて、本年度において差引しまして、改正をしな

えいしますが、こ

いとすれば支給金が十億程度は減る、
こういうように私は申し上げたつもり
だった。どうぞ、お聞き下さい。

つともたと思ひや
つきりした調査へ

でござります、保険経済が
黒字になる——これはもちろん黒字に
なるわけでございますが、どうもそろ

短期の失業保険

いうふうに実は記憶しておるので」私が
いますが、何か私の勘違いでございま

し、残りの半数は

○中原委員 速記録を持つてくれればいいと
思ひます。

中原委員 そ

かつたのですが、私もそうと思えば、

もう一度精密に見るのでした。そのときに私が書いたのがここにあります。これは大臣の口からあつたと思います。従つて、多分あなたがデータをお出しになられたはずです。改正による赤字覚復は三十年度において三億、それから以後平年度は十二億ないし十三億、こういう説明だった。ですから、この中身が私は聞きたい。そのときは、時間の関係で私は締め出しを食つてしましましたから、質問を継続しなかつたわけです。

○江下政府委員 私もどうも記憶が確かでないので、一応先生のおおつしやる三億ということを大臣が申し上げたとしますれば、こういうことではないかと思います。これは結局本年度の予算の問題になつてくるわけでございます。昨年度におきましては、お話しをしましたように十億の赤字が出ました。これは積立金からその分をおろしまして、政府負担分は翌々年度までに補てんをする、こういうことになつておるのでございます。ところが本年度におきましては、この改正をいたすといたしますと、先ほど申し上げましたように、保険金の給付面におきまして、差引十億の減が出る。その減が出ることによりまして、結局保険の収支が三億の黒字というふうに申し上げたのではないかと思ひます。

○中原委員 昭和三十年度内はそういうんです。その後の年度は十二億ないし十三億というのですが、これは私の聞き間違いでしようか。何か数的な根拠があるに違いないと思うのです。

○江下政府委員 これはおそらくこうしたことだと思います。私の方で、一応この改正をやることによりまして、来

年年度以降保険経済はどうなるであろうかということをはじいたことがござります。当然これははじくべきことでございますが、これは将来の予想でござりますので、実は数字の基礎を出すのが非常にむずかしいのでございます。たとえば五年以上の受給者がどのくらい出るか、あるいは十年以上の受給者がどのくらい出るかという推定是非常に困難でございますが、三十年度におきましては、一応五年以上の受給者が、全体の受給者のうち約七名程度であろう、こういう推定をいたしております。それから平年度におきまして、この法律が完全に動き出しましてからは、おそらくこの受給者の数が約倍近くにふえるべらう。これはわかりませんので、ほんとうに推定でござります。そういうような推定と、一方におきましては短期の被保険者、六ヶ月から九ヶ月のものが全体の大体二七%でござりますが、これを越えないであろう、むしろこれは若干減るのぢやないかといふ計算のもとに一応はじいてみたわけでございます。そうしますと、まあ平年度においては十億程度の黒字になりますが、この策なのでござります。そうだ、これならますます保険経済面としてもこの改正案でいけるぢやないか、こういう予想のもとに一応考えたのが、この策なのでござります。三億、十何億というものがかつちりと、これは将来の予想でござりますので、断言できない点もござりますけれども、一応私どもでそういう基礎ではじきました結果の見込みを申し上げたのでござります。

○中原委員 まことにたよなく感じます。たとえば将来受給者の数が、推定ではあるが倍加するものと予想し

て、計算をお立てになられて――倍加するわけですね。しかし、にもかわらず、この短期者はやはり二七%で一応押えておる。そうなつて参りますと、短期者の方はふえないということになるわけでござりますか、これはどういうわけでしょうか。

○江下政府委員 短期者の方は、今度の保険法改正によりまして、受給期間が相当減りますので、おそらく從来のように給付をもらいに来る人はないのじやないだろか、こういう推定でござります。

○中原委員 それでは短期者は、この法律案が成立すれば減る。もちろん減るに違いないが、減るから短期者の計数はふえないと見ることができる、これにつながるわけですね。

○江下政府委員 私の申し上げましたのは、短期者が、今度は九十日の給付期間になりましたので、二十七万という二十九年度の実績以上に実人員がありふえない、大体この程度の数字でいけばいいじゃないか。これは給付期間が減るから、当然給付額は減るわけですから、実人員はむしろ減つてもふえないのではないか、こういう考え方であります。

○中原委員 そこで問題はますます複雑になるのですが、実人員はふえない、これが非常に大事なんです。私はそのことが非常に気になつてくるわけです。給付の措置が低減する、給付が減額されるから、給付額が、そのペーセンテージに維持できるというなら、倍加するということと大体論理が合うわけです。ところが実人員がやはり依然としてそこを維持するであろうということになると、やはり短期者の実態

というものはあえないと、ということにつながつて参るわけです。法の措置を受ける者は、いわゆる給付額は減りましても、給付期間は減りましても、実入員は依然として動かないところに問題の混乱があるのではないかと思ひます。全般の受給者の数は倍加するであろうという予想、これは当然であります。これが減るなどと考えたらとんでもないことで、現在の失業の実態から考えますと、これは遺憾ながらどんどんふえてくると思います。政策がぶやかすようにできてるといつても概論ではないと思うほどの経済政策に今日なつております。これはどうしてもふえます。従つて、これが減るなどといふことは、もちろん議論になりません。だから、ふえるということはあくまで正論です。今の状況の中で言えば当然の論ですが、ただ問題は、短期者の実数がふえないといふ御推定を、もう少し科学的な説明を聞かせてもらいたい。なぜふえないか、ちょっと私にはわからないのです。

方がやはりいいじゃないか。こういう点から、私どもはこの短期の労働者は一応一二、三年の間は、大体現在の数字で行くであろう、こういうことです。

○中原委員 まことにけつこうな御分析でして、そういうふうになりますかしら。保険金の給付を受ける者は、給付を受けるというだけをねらいとして失業するのでしょうか。その言い方は、私政府当局者として、労働省を侮辱するものだと思うのです。給付金をもらうために失業するのでしょうか、仕事があるのに仕事を捨てて戻るでしょうか、とんでもない認識だと思うのです。そういうものじゃないと思うのです。やはり仕事は離したくないのです。仕事を離したい者はおりません。それをそういうふうな御認識で失業対策をお考えになられ、労働者を取り扱われるということになつたのでは、日本の大労働者はそういう政府の考え方に対しても、反抗しなければならない。そしてどう、そういうものじゃないと

な仕事を持ちながら、その仕事を捨てて失業保険の給付を楽しむというようなばかな話はありません。従つて、この数がやはり維持されるという御見解は、分析がはなはだお粗末過ぎると思います。実情に対する認識が欠けておるのじやないかといわなければならぬと思うのですが、いかがでしょうか。
○江下政府委員 私が実数と申し上げましたのは、実は私の考え方であります。従つて、失業保険の受給者が全体としてふえますれば、やはり短期労働者もそのペーセントはふえていく、全体の率こいたしましては二七・七%と、いう一応の率ではじいておる、こういうふうに訂正させていただきたいと思ひます。

です。新聞を持つてくればよかつたのですが、これは何でも政府の何かの機関で、あるいは政府の諮問機関で政府が発表しておるのであります。その数字によりますと、パー・センテージがさつき申しますように季節労務者の方が少いのです。今の説明では、季節労務者がほとんどになってしまった。それで季節労働者を除くあとの臨時の労働者といふものは、まことにりょうりょうなるものだという印象を受けるわけですね。そうすると、政府は重要な政府機関で御発表になられたはずの数字は、どういう基礎の上で御説明になられたのか。やはりこういう法管率をどのくらいにするかについての審議をする場合には、間違った御説明があつたのであることは、妥当な結論が出ないのはほんとうなんですね。これは大へん責任が重いと思うのです。そこで、日経連の新聞の発表しておる基礎になつたある機関は、何機関だったか、多分審議会か何とかではないかと想像するのですが、それがどうしても私はうなづけないので

者、あるいは循環的に雇用される者
こういうものを加えましての計算で
ざいますので、御了承願いたいと想
ます。

○中原委員 それで北海道あたり
出かせきする、すなわち季節労務者
して把握できたものが一二名と計算
た、こういうことですね。ではさ
に、そういう季節労務者でない臨時
務者といいますか、これはほんとう
もつとあるのじゃないですか、ない
はうなしけぬのです。東京で見ても
大阪、福岡で見ても、臨時のな仕事
しておる人、これは季節じゃないの
すが、そんな数ではないはずです。
れはどうでしょうか。

○江下政府委員 臨時労務者の数と
うのじやございませんで、六ヵ月か
九ヵ月までしか被保険者期間を持た
かった人で、離職して失業保険をも
いに来た者の数が、今申しましたよ
に季節的な循環的なものを除きま
で、二十九万のうちから二十二万引
ますと約七万程度あるということです

あきしいうらならい こでを、とは勞らじとへ いご

○江下政府委員 短期の被保險者は、毎度申し上げますように、季節的な労働者が現在主体になつておるのでござります。これらの人は、現在北海道あるいは遠方に出かけぎみに参りまして、六ヵ月たつたらきちんと帰つてきて保険金をもらつておるのでございます。そこで、もしこれを先ほど申し上げましたように九十日に削減をいたしますならば、失業保険をもらいに帰つてくるのがばかりらしい、九十日しかもらえない、こういうような影響が当然あるのじやないか。そうすれば、この季節的な労働者においては、むしろ失業保険の需要は減るのじやないか、鋤いた

思うのです。保険金をもらいたいから仕事を捨てて帰ってくる、そういう心理、そういう事実があるでしょうか。これはもう少し実情を御調査になられる必要があると思うのです。なぜ失業したのだろうかという失業の動機を一つ——私は局長が労働者に対するいろいろなものを十分御理解になつておいでになると思い切つておるので。だから、今の御答弁は、ちょっととびつくりするのです。そういうものではないと思うのです。これは労働者の前で、その言葉をあなたがおつしやつたらどうなるでしよう、おそらく労働者は承知しません。実際のところ、けつこう

○江下政府委員 具体的にと申しますと、どういうことに相なりますか、要するに、それら以外の人につきましては、これは季節的なものではないであります。一般的の会社、工場等においては、今まで、六ヵ月から九ヵ月の程度雇われて解雇された、こういう人たちだと私は考えます。

○中原委員 問題は計数の基礎に実は誤まりがあると考えられるから、どう考えましても納得できないのです。話は少しあとに戻りますけれども、日経連の新聞で、日付をちよつと思い出せませんが、私はここにメモしておるの

す。この基礎が違いますと、法律案の扱い方ががらっと根本的に變つてくるわけです。ですから、私どもは、これは一大事だと思うのです。だから、これが違うということを、私が得心行くようになくてはなりません。

○江下政府委員 その統計は、今私の方で見てみますと、一二%というのほんとございますが、これは北海道への出稼せきによるものと明確につかまえられたものの数が一二%ということござります。私が先ほどから申し上げております二十二万の中には、そういう北海道への出稼せきという形をとらなくとも、定期的・季節的に雇用される

○中原委員 現在の失業状態の中で、職安あたりでいぶんいろいろなことを扱っておりますが、それ以外のことも含めまして、継続的に長期にわたって就職することのできない人がどれくらいあるのでしょうか。たとえば今六ヵ月から九ヵ月――受給資格は別ですが、実情としてそういう短縮の職業についておる人の実数は、どうくらいあるのでしょうか。

○江下政府委員 安定所の窓口に出で参ります求職者、これは失業保険の中でも求職者になるのですから、へ部に入るわけですが、毎月五十万人失業

保険の受給者が求職者として入っておる。そのほかに一般的の、失業保険をもらわない求職者が約五十万人おるわけでありますて、約百万人。ときによつては百万をオーバーいたしておりますが、まあ百万人から百二、三十万といふ程度が現状でございます。これらのものが、公共職業安定所に求職をしておるのであります。これに対してもう一度、これも月によっていろいろ違いますが、大体三、四十万人でございます。そうして就職いたしますのが、年間平均として毎月十五万から二十万程度就職するのが実情であります。

○中原委員 どうも割り切れぬのであります。こういう状態から考えますと、かなりにその中で就職をなし得るもの十数万ないし二十万と抑えまして、この人々の実情と就業後における勤続の状態、こういうものはどういうふうになっておりますか。

○江下政府委員 これらの中十五万のものがどういう産業に雇用されておるかということは、私の方で調べておりますけれども、雇用されましたあとでの実情は、職安関係では把握してないのでござります。

○中原委員 理在こういった形の就業状況のもとで、労働者の立場から言いますと、最近新聞紙上でよく報道されますが、どうやら、職を得ることができなかつたために、あるいは職を失つたために、たくさん悲劇が続出しております。これは当然のことなんです。従つて、そういう状態を考えの中に入れて参りますと、今度の失業保険法の改正措置、いうものは、現在の状況に對して、政府の労働者に対する責任のある熱意のある措置ではないということに

なつてくる。というのは、こういう状態がかなり軽く扱われておるといふことになるからでありまして、しかもそういう関係の中で、短期労務者全般に對する給付額を半減して、年度内に三億の黒字へ転換していく。赤字克服後においては平年度十数億円の黒字というような、これは妙な言葉を使いますと、政府はいわば失業保険かせきをやることになります。でなければ、この黒字が出るということは、どうしたつてもうなすけない。これは失業保険かせきを政府はたくらんだということに、この法律の改正部分についてのせんざくを通して遺憾ながらなつてくるのです。大体失業保険法を通して赤字を克服し、これがもし政府のお手柄だとするとならば、その赤字克服の下敷きになれる労働者は、文字通り全く飢餓のはかではない。これには耐えがたいのろいを感じるであろうと私は思います。しかも、先ほどからお尋ねしておりますけれども、根っから出てこないのです。臨時のはずの労働者が、この失業保険の給付対象の資格を取ることができないという状況の中に、いわば投げ戻らかざされていくという恰好になり、これはみごとな改正法律ができた、この法律によれば当面の失業救済措置としてはまことにけつこうである、こういうことは言えないと思う。大臣は提案説明で、なかなかうまいことを言つていらっしゃるので、それだけでも、その提案説明のどのような美辞麗句にもかかわらず、実態はこういうことになつてくるのじやないか、どのように好意的に考えようとしても好意的な結論は出できそうもないのですが、これはどうでございましょうか。

○江下政府委員 先生御承知の通り日本の失業保険法は、從来六ヶ月だけ働きば、あと百八十日の給付期間をもらえる。六ヶ月以上何年働いてやめても、やはり六ヶ月しかもらえない、これが日本の失業保険法であります。当初におきましては、この失業保険の運用は、あまり世間の人気が知らなかつた、と申しますと語弊がありますが、あまり乱用等のことが行われなかつたのでござります。現実には六ヶ月しか保険料を納めなかつた人が、六ヶ月保険金をもらう。そういうことになりますと、保険料は、御承知の通り本人負担は千分の八であります。六ヶ月払いましても、これが千分の八の六倍ですから千分の四十八でございます。給料の千分の四十八の保険料を払いまして、やめればあと百八十日というものは、自分の俸給の六割をもらえる、こういう考え方によつては非常に甘い制度になつておるのでござります。失業保険法本来の建前は、これは先生もよく御承知と思いますが、不慮の失業、つまり思ひざる失業に対処して一時の生活安定をはかるというのが、保険法の建前だというふうに私どもは承知をいたしておりますのでござります。そこで、先ほどおしかりを受けましたが、ある程度失業保険を当てにすると、いうような形が、最近だんだん出て参つております。六ヶ月働いて——これは先生のおっしゃるように、職のない場合もあると思います。思いますが、しかしそうでない場合も相当ある。東北地方ではこれが社会問題化しまして、こういううまい保険制度を作つておるから働くなくなる面もあるというふうに、私どもとしては、実は攻撃も受

けておるのであります。もしこれを要意に解しまして、六ヶ月だけ働いて六ヶ月保険金をもらう、こういうような情勢がもし一般的になりましては、これは大へんだと思うのでございます。先生が仰せのことく、この措置によれば、一方においては保険金の受給期間の延びるものもございます。なまちられまして、若干従来よりは不利になる人もござります。私どもとしましては、失業保険はあくまで一時の、つまり失業したごく短期の間の生活保障を失業保険の建前とするということをございますので、これらの人に対しましては、先ほど申し上げましたように、私はできるだけ政府の力によりまして、就職のあっせん、あるいは失業対策事業による就労というようなことによりまして、そのギャップを埋めるよう努めたいと考えておるのであります。

という言葉が適當かどうか、むしろ農業保険法を通じては大きな損をさせられる、これだけは否定しようがないと思います。なぜなら、先ほどからのお話のように、赤字克服をねらった法改正だから、いやおうなしに労働階級の方へそれだけはやはり食い込む、あるいはそれだけはすくい上げられていくことだけは間違いない。労働階級が潤されるということではない。もし失業保険法の法精神から考えてみると、それあなたのお話の中でも、それなら失業者が完全に就業し得る状況を作らなければならぬ、それをよくなせしらないかということになる。これはあなたの責任ではない、現在の政治責任だと思うのですが、なぜ完全に就業のできる、みんなが希望に燃えて、生き生きとした気持で働くような積極対策をとらないか、これは大きな問題であると思います。それをよくなし得ないばかりでなく、失業者がどんどんふえてくるのではないか。八十万を数えるような状態まで政府のいわゆる完全失業——私どもからいえば、これは相当議論がありますけれども、今日その議論をしようとは思いませんが、とにかく八十万を出さなければならぬ。それが七十万に減つたら、大きな手柄のようにならざるけれども、実情は就職に見切りをつけて、仕方がないから、借金をしてでもいいから、まあ学校へでも行けということで、子供の方向転換をしたということまで含んで、辛うじて八十数万が減つたといふことにすぎない。もつとふえるだろ

うと、私は残念ながら予想いたしましたが、そういうおそれべき失業保険法の状況のもとでは、やはり失業保険法の性格も当然變ると思います。これは国家の責任です。變らなければならぬと思います。やはりこの点から考えますと、そういう措置に不可避的に、いやおうなしにずっと追い込んでいくということになつて参りますと、せつかく政府の労働行政が、労働者のサービス的な職責を負うてき上つたものばかり労働階級は思つておるのですが、その機關が、道にふところからあくちをのそかせたような格好に実はなりつつあるということを、否定し得べくもないことになるのじやないか。このような内容を持った法律案をお出しになられて、あなたが具体的な御説明の衝に当られたことは、私は氣の毒に思う。これは良心があるならば、はなはだ不本意に思われるはずなんです。そんなものを、さも理屈ありげに、さも正当であるかのよう、さも労働階級のための政策の合理性があるかのようになります。

に言わなければならぬ立場は、実際私は同情申し上げます。とんでもない。これは今日は大臣に出てもらつたかったり便宜上第十三条の二の被保険者資格得喪の確認といふところです。これは何が現在の実態でござります。それからいま一つは、最近、そういう個々の離職表の提出を待つて初めて安定所が調査をしなければならない、こういうのが現れる実態でござります。それから、現実には届かないものひらめきといわなければならぬのです。これはまことにみごとに御説明でござりますけれども、御説明とはものが大分違つて参るのであります。

さざに条を追うというよりも、むしろ便宜上第十三条の二の被保険者資格得喪の確認といふところです。これはこれが今後は大臣に出てもらつたかったりユーマニティの立場に立たれて、いろいろ御論議がなされる。もちろん私もは、ある程度そのことを認めますが、であればなおさらのこと、こういう隠されたあいくちが労働階級の前に突きつけられてくるということになると、これは大へんです。実際そんなですよ。なるほど説明は、あなたのよろしい頭でみごとにさるけれども、どうも裏が見えてしようがない、御説明を疑うほど見えてる。どうもおか

で、質疑が短くなるために、参考になる書類の御提出を願いたいと思うのであります。それで失業保険法の改正案の逐条解説などを、労働省で出しておられるそうでありますから、それをお出ししていただきますと、質疑も非常に短くなると考えますので、ぜひそのように委員長の方から政府当局に要求をしていたみたいと思うのであります。

○中村委員長 今 山石君の講述進行のお話の通りでござりますから、政府においてはそのようにお取扱いをお願いしておきます。これは急を要しますから、どうぞ至急お願ひいたします。

○中原委員 私も今の山花委員の御要求につけ加えまして、これも一つ要要求しておきたいと思います。この法律案を御起草になるために、いろいろ審議されては中原健次君

機関と御折衝になり、あるいは審議機関の答申なども当然御入手になつておいでになるだろうと思います。従いまして、審議会の特に専門部会とでもいいますか、そういう機関があると思うので、その関係専門部会の議事録あるいは答申その他法規関係書といふものがあるはずだと思いますから、それをあわせていただきたいと思います。このことを申し入れておきます。これは委員長よろしくお取り計らいを願います。

午前中に引き続きまして、もう少し二、三の問題点に触れてお尋ねをいたしたいと思います。ちょっと話が逆どりになるようですが、午前中どうも根っから納得がいきかねて大弱りいたしているのでありますが、そのことと関連することで、東京都下で、

ただいま大正製薬が争議をやつていて、と聞きます。この争議の中心問題が、やはり一種の臨時工を本工に切りかえする要求闘争というふうにわれわれは解いたしております。従つて、こううう場でわれわれが考へつくことは、士官正製薬といえば、そう小さい製薬会社ではないと思いますが、その大会社でございまして、ほとんど全員六ヶ月で打ち切られて更新しているというような雇用關係になっていると聞き及ぶのです。従つてこれが争議の中心問題になつてゐる。そうなつてみますと、先ほどから私がお尋ねしているいわゆる臨時工といふものが、全くこの法律の中の大さかい部分を占めるのではないかにございまして、かそういうものも入るであろうかという程度の御説明を承へたのでは、やはりそこに疑問が残つてくる一つの証左ともいえるのです。従つて、こういう状態は全國的にも相当ほんとうにあり得るのであります。あり得る状態であるためには、やはりこの二十九万一千人の中に、相當程度そいつた形のものが包含されはすまいかといふことが、どうも私は心配でならないのであります。実は先ほどちょっと申し上げました日経連の機関紙で発表してあるものはこれでありまして、ごらんにならなくとも、この新聞でもすぐおわかりになると思う。これなども、やはりペーセンテージが、一般労働者といふ人々の占めるいわゆる六月から九月までの間に該当する労働者のペーセンテージが相当大きいわけです。従つてこの問題は本法律案の審議の中で非常に大切なことだと私は思います。そこで、ひとり季節労働者だけでなくして、一般労働者がかなり大きな比率を占めます。この争議は、この要求闘争といふふうにわれわれは解いたしております。従つて、こううう場でわれわれが考へつくことは、士官正製薬といふ、そう小さい製薬会社でございませんが、その大会社でございまして、ほとんど全員六ヶ月で打ち切られて更新しているといふような雇用關係になっていると聞き及ぶのです。従つてこれが争議の中心問題になつてゐる。そうなつてみますと、先ほどから私がお尋ねしているいわゆる臨時工といふものが、全くこの法律の中の大さかい部分を占めるのではないかにございまして、かそういうものも入るであろうかといふ程度の御説明を承へたのでは、やはりそこに疑問が残つてくる一つの証左ともいえるのです。従つて、こういう状態は全國的にも相当ほんとうにあり得るのであります。あり得る状態であるためには、やはりこの二十九万一千人の中に、相當程度そいつた形のものが包含されはすまいかといふことが、どうも私は心配でならないのであります。実は先ほどちょっと申し上げました日経連の機関紙で発表してあるものはこれでありまして、ごらんにならなくとも、この新聞でもすぐおわかりになると思う。これなども、やはりペーセンテージが、一般労働者といふ人々の占めるいわゆる六月から九月までの間に該当する労働者のペーセンテージが相当大きいわけです。従つてこの問題は本法律案の審議の中で非常に大切なことだと私は思います。そこで、ひとり季節労働者だけでなくして、一般労働者がかなり大きな比率を占めます。

めているということを、そうでないことをもつと具体的に説明をいたしました。だからぬことには、やはりこの心配をいたけれども、そういう関係の中で、やはり私どもとしては、依然としてその疑問は解けないというわけです。この点に関しまして一つ……。

○江下政府委員 私も先ほどその新聞を見たのでござりますが、先ほど御答弁いたしましたように、そのうち一二%が季節的なものであると申ししたのは、これは明確に北海道方面への出稼せきの数を抑えられるわけでありますから、その押えた数字を一応あげたところのが二二%であります。その残りの、実は一八%のうち、さらに北海道以外の全国の各地域におきます出稼せき、季節な労働者が別にござります。それから、今引例になりました大正製薬のお話でございますが、私が先ほど申し上げました二十二万の中には、六ヶ月毎に雇用期間をきめて、六ヶ月で一雇用を切つて、あとは失業保険でやるというような事業主の傾向がだんだん出てきつつある。それは先ほど申し上げましたように、失業保険法の規定が、六ヶ月あればいいということをございますので、六ヶ月だけ雇う、こういうことに実は出てきておる。そういう六ヶ月だけをきめて次々と一部解雇をしていくという循環的な雇用でございます。これらも含めての話で、二十二万という数字を私は申し上げたのでござります。そこで二十九万から二十二万を引きました七万が、当初は長期に雇用されるつもりであつたの

が、やむを得ない理由のために短期の被保険者としてやめざるを得ない、こういうのが七万程度ある。その残りは季節的なものであるが、そういうふうに事業主が最初から六ヶ月ときめて順繕りに失業者を出していくという循環的な雇用——失業保険が切れるとまたその人たちを雇う、そのかわりまた一部の者を解雇する、こういう循環的な雇用が二十二万の方に入つておるのであります。そこで、残りの七万が、まあ一番気の毒な人たちであるので、先ほど申し上げましたように、これらの人に対しましては、特別な措置をやはりわれわれとしては考えて、就職あつせん等を十分実施したい、こういうように申し上げたのであります。

十二万の人々の詮議はあとに残すとい
たしまして、午前中の最終にお答えを
いただきました問題についてのお尋ね
を続けたいと思います。それによりま
すと、資格なき労働者、いわゆる不正
受給者が四百九十七件、金額が八千三
百十四万七百八十五円となっておりま
すが、この数字は違いますか、違うの
がほんとうだと思うのですが、もう一
度確認したい。

○江下政府委員 一千三百でござい
ます。

○中原委員 そこでいわゆる不正受給
者なるものは、たとえば受給資格は持
つておるけれども、離職後において當
然受けるべき事情から離れた場合、つ
まり就職でもしたというのですか、そ
ういう場合給付を受けたおったという
人が入るのか、それともそうではなく
て、全く初めから資格のない、無資格
者がこれだけあつたということなか
か、この点をお伺いしたい。

○江下政府委員 今のその数字は、全
然受給資格がない者が不正受給をした
ということをございます。

○中原委員 そこで問題になりますの
は、そのようなことを避けるために、
改正法律案が作成されたということに
なるものと理解いたしますが、そうで
あれば、この第十三条の二の、取得及び
喪失は労働大臣の確認によってその効
力を生ずるというと、その確認という
のは、どういう経過を通して確認する
ということになりますか。

○江下政府委員 特定の事業場が適用
事業場になりますと、その事業主が自
分のところで働いておる被保険者名簿
を作りまして、これを所轄の公共職業
安定所に提出をいたします。そこで安

定所におきましては、必要に応じて調査いたしました結果、この被保険者個々について確認するという確認書を事業主に渡すのでございます。そういう手続きによりまして確認をいたします。

○中尾委員 現在の法律の中でもそれを確認することはできる。届出の手続は、これと違った別の方法であると思ひますが、これはどういうことになりますか。

責め立てるような取扱いが要るのだろう。大体失業保険法なるものは、これではむしろ本人の職を求める意思に反して職を失った者に、従つてその失業者に対する国家の救済措置としてとられた保護制度だと思うのです。そうであるつてみると、そのように、いわば重箱のすみをはじくるということをいいますが、そう犯罪者でも追い回すかのように、うな扱い方をしなければならぬほどに

○江下政府委員 私どももいたしましては、この規定は、先ほど申し上げましたように、ひとり乱給の防止、不正受給の防止という面でなくて、保険料の徴収という面にもひつかかってくるのでございます。保険料の徴収は、これは御承知の通り、事業主が個々の被保険者の俸給から差し引き、自分の負担を加えて政府に納入するわけでございます。被保険者の立場から考えまし

て、労使各代表及び中立委員からなります厳正な審査会で、この問題について疑義がある場合には、取り上げておりますので、御心配のような点は私どもはないというふうに考えておるのであります。

○中原委員 大臣が確認するというその確認の時期、時点といいますか、そういうふうですね、いつまで、いつ頃でござりますと、

臣は直ちにこの確認の事を処理していくということになるわけですね。そうだとすると、この処理の時間的な責任は、どういうことになりますか。かりに、届出を受けて、一ヶ月もあるいは五十日もこれを放置しても、別に大臣の責任はないのですか、これはどういうことになりますか。

○江下政府委員 これは届出の日と、その被保険者の資格の取得、喪失の日

○江下政府委員 現在の法律では、私的保険者個別についての報告を取りますためには、四十九条の規定によってできないことはないでござります。「行政庁は、命令の定めるところによつて、被保険者を雇用する事業主に、被保険者の異動、賃金その他失業保険事業の運営に関する必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。」ただ、この四十九条は、被保険者全体に対し、つまり全事業主に対し一般的にこういう調査をすることができる。もちろんこの条文を小まきにやるということになれば、できなることはないのでござりますが、なるほど、名簿を出させましても、先ほど申し上げました労働大臣が一人一人についてこれは資格があるというように確認することについては、この条文ではできないでござります。

○中原委員 大体取扱いの面から考えますと、私はここでえて取得、喪失確認をしなければならぬというようないつてこれは資格があるというようになぜそのようにきびしく刑事被告人を

この問題を処理しなければならぬといふことが、どうも判断がしがたい。やはり第四十九条の現行のそれを責任を持って処理していくば、私はそのことは解決されるのじやないかと思ふ。わざわざここへ、確認によつて効力を生ずる、ときつゝおどし文句を並べるということは、何だか一面失業保険法そのものが、労働者に対して妙にこう徹底的な立場を作りあげていくというようなことにもつながるような感じがいたします。従つてこれは、むしろある意味では非常に一方的な、極端な言い方をしますと、労働大臣がこれを拒否したことになります。これが与えるのです。非常にきびしい、こういう犯罪者を処理するような態度で法を処理していかなければならぬほどに、この失業保険法の問題がそのままのじやないか、こういうふうに思つては、これはやはり私は失業問題に対す
る根本的な心がまえの点に一つ問題があるのです、いかがでしょう。その点について、これはきわめて当然な、妥当な法的措置とお思いになりますか。

でも、自分はいつの間にか知らない間に保険料が納まつてなかつた、そのためには、被保険者として、離職した場合に保険金がもらえなくなるというような事態も間々起るおそれもあるのでござります。そこでこの条文の二項に書いてありますように、「前項の確認は、次条の規定による届出若しくは第十三条の四の規定による請求により、又は職権で行うものとする。」ということです、これはむしろ労働者側から、どうも自分は確認が抜けておるかも知れぬといったような疑いのある場合には、当然これを要求できるということは、つきり書いておるのでござります。むしろこの被保険者の権利の擁護という面も、ここで明確にいたしております。

さらに、これについて、労働大臣が思うようにやるのはないか、そういうおそれがあるじゃないかというお話をございましたが、これは先生も御承知の通り、ずっと先の方の条文になるのでございますが、四十条の一項で「失業保険金の支給に関する処分」を、「被保険者の資格の喪失の確認若しくは」云々というようになりますが、三者構成からなる失業保険審査会のこれは審査事項になつております。従つ

○江下政府委員　十三条の三の条文に書いてありますように、適用事業場の事業主は「命令の定めるところにより、その雇用する労働者についての被保険者の資格の取得又は喪失に関する事項を労働大臣に届け出さなければならぬ。」そこで「被保険者の名簿を出して、これだけの者が取得したのだと受けけて確認する」というのでございまして、この第二項の一一番おしまいに、労働大臣が職権でこの資格の取得、喪失の確認を行ひ得るという規定をおきまして、そういうするあるいは故意に怠るものに対する遁脱を防止するという建前のとつておるのであります。

所は必ずしも一致しない。そこで安定から雇い入れたということで、それにさかのばって確認をいたしますので、その点については、日にちがずれるというようなことがないようにならたいと思います。

○中原委員 時間がずれるような取扱いをすることのないようにするということは、一応当然なことでありますようが、しかし、それでも責任はない、そのことはこの法文ではどういうつまり大臣側の時間的な責任には、どういう限界が置かれておるか。

○江下政府委員 これは、労働大臣は必ず資格の取得のあつた日付で確認をしなければならぬ。法律上はそうなると私は思います。

○中原委員 さらに、この場合にもう一つ伺つておきたいと思うのですが、それは被保険者である者が離職した場合に、その離職の事情でというのは、自分の意思に反して離職がどんどんあるわけですね。そういう関係から、その離職者がいろいろな雇用事情の中から、自分の意思に反して離職したが、期間のズレから保険金を受給する権利を持たない、こういうことがあり得るわけです。ちょっと表現がまずかった

り返して保険をもらうというようなことがあります。せっかく国なり勞使のため、納めました金が正に公平に使われて、私は考へるといふには、やはり私は考へられないでございます。そこで、先生のおっしゃるように、それでは失業対策がなってないじゃないか、こういうことになりますと、これは政府としても、この保険以外の面で失業対策については万全を期さなければならぬということになりますと、本年度の一兆円予算におきましても、予算額が一兆円に限られましたために、思うようには失業対策費もふえなかつたのでございますが、それでも全体からいたしますと、百十九億五千万円が百六十八億何がしになつた、相当増加率は高いと私は考へております。決してこれで十分と申し上げるわけではございませんが、こういう一般の雇用対策の面で、これらの落ちこぼれた人に対するはできるだけの措置をいたして参りましたといふふうに考へておるのであります。

はり今日の日本の失業状態というものは、どう考えましても、相当非常手段を講じなければ、私は失業救済、失業対策措置といふものはほんとうに妥当を得ることがむずかしいと思います。従つて、そういう場合における日本の失業保険制度でありますから、日本の失業保険制度といふものは、そういうものの極端に悪化を呼び寄せておるの経済諸政策の中から、当然責任が出てこなければならない。そうすると、やはり国が三分の一を負担しているということですが、国際的にはかなりいわゆる部に属すると仮定いたしましても、私はしかるべきであつて、当然だと私は思ひます。だから、これをもつてわれわれは、何も今日の日本の失業保険制度が、国際的にいつて、上位にある、りっぱだというふうに理解するわけにはいかぬのであって、ことに他の国の場合は申しますと、労働者の最低生活というものが相当な地位を確保されてゐる、その就業中における労働者の生活が相当程度に確保されておるということが、かりに失業したとしても、その失業した場合における生活条件が、日本の場合は相当違うわけです。かれこれ考えて参りますと、日本は一應特殊事情の中ににおける失業対策措置としてどうも適当ぢやない、何だかそれだけに、この法律案はどう考えましても、失業対策の一環としての保険措置としてどうも適当ぢやない、何だかばかに労働者を追い込んでいく、むしろ逆に労働者に負担をかけ、労働者の取得を減していくことのための措置としか受け取れない。でありますから、労働組合等においても、おそらく

くどの労働組合を開わず、それが左ぬ
だろうと、あるいはそうでない組合な
らうとを問わず、どの組合といえども
みなこの問題に対しましては、相当き
つい反対を表明しておるし、これに対する
しまして、非常に反撃を加えようとして
おる立場になつておるのは、きわめで
て私は当然のことじやなかろうかと思
うのです。従つてそういう点を特に
労働省当局におかれでは、相當真剣に
御判断を願わぬことには、せつから御
提出になられたこの法律案が、納得は
いかないまでも、労働者ががまんをする
こともむずかしいということになるよ
うに私は思うわけです。少し理屈にな
りましたけれども、いずれにいたしま
してもそういう諸点を考えて参ります
と、どうしても改正措置が改悪措置にな
なつておるというふうに思うのです。
なお、この場でもう一点お尋ねして
みたいのですが、季節労働者といふこと
とがしきりに問題になりますが、しか
らば季節労働者とは、一体どういう人
人なのか。大体常識上は、季節労働者
というのは、農村から出てきて、北海道
その他特殊の季節關係の仕事に雇用さ
れておる人々というふうに考えます
が、この季節労働者といふものは、どう
いう境遇の、どういう職柄の、どう
いう経済上の人かということです。こ
れについて一つ……。

のござりますが、この方々の中でもちろん本業を持つておられる人も相当おりますが、大体におきまして農村の方の手伝い、家族従業者というような方とか、あるいは漁業のひまなどを見て行く、こういう人が大部分のようになりますが、事業主の方の意見も聞いてみますと、出かせぎに来て、大体六ヶ月程度でやめて国に帰つて保険金をもらう。ところがその保険金が、その地方の一般的の賃金よりは高い、こういうような実は奇妙な現象を示しておるのでござります。なぜそういうことになるかと申しますと、季節的な労働者というものは、どうしても半年とか八ヶ月とか、期間を区切つておりますので、これらの人とはその期間だけは非常に働くかわりに、賃金が非常に高いのでござります。従つて、失業保険金はその賃金の六割でござりますので、かりに日給五百円のものにいたしましても三百円でござります。國の方で保険金を三百円ももらつてゐる、こうなると、どうしてもほかに仕事をあつても、三百円が保険でもらえるのだから、自分らとして仕事に行かない、こういうような風潮が出て来るのですでございます。もちろん、中には確かに仕事がないといふ人も相当おられると思うのでございますが、私どもとしては、そういう人たちに対しては、どうしても働かねばならないのなら、公共事業なり失業対策事業というのがあるのでござりますので、これらの事業を実施して働いて収入を得てもらう、こういうことで実はいたしたいの

○中原委員 そこで、そういう実態の中から季節労働者として出られています。そうなりますと、大体農漁村が主である。現在の国内のいろいろな統計の中から、その農漁村は、大体主としてどの地域の人ですか、これがおわかりでしたら……。

○江下政府委員 北海道への出かせぎの季節労働者は、大体青森、秋田、岩手、山形、そういう方面が主体でござります。しかしながら、この季節労働者の失業保険をもらうという風潮は、最近はもう全国ほとんど至るところでございます。こういう制度がありますために、みな季節的に働きに行って、あとは保険でつないでいくというような風潮が全国的に出ておりまして、特にはなはだしい県は、先ほど申し上げましたようなところでござりますけれども、大体農業県、漁業県等におきましては、大なり小なりこれが見られるのでござります。

○中原委員 その出かせぎに参ります季節は、大体いつごろが多いのですか。

○江下政府委員 季節は、花咲く春から木の葉の落ちます秋、こういうことになります。大体四月ごろから十月ごろまで、こういうことになります。

○中原委員 四月から十月の間が多いといいますが、そうなると、四月から今まで、こういうことになります。

十月の間といいますと、前半はちょうどございますが、現在のところは保険制度がありますために、それは消極的な原因ではございますが、就労意欲をある程度、減殺して保険にすがらせる、こういうふうになつてているのが実情のよう在我は承知いたしております。

ど農漿期に大体なると思うのであります。先ほどのお話を、農家、漁業者の子弟、あるいは農業者、漁業者の中からといふうに言われたのであります。ですが、その人々が農漿の季節に出かせぎをするということはどういうことですか。

て、そこで必要ならば、保険のかわりに失業対策事業を実施して吸収する、こういうことでなくてはならないのではないかと私は考えます。

それが特定の、そういう出かせきの、半年だけ働いてあとは保険でもらうといふような人たちを、恒常的に残していくということは問題だと私は考えます。これら的人は、私先ほど言葉がえりませんでしたが、昔は北海道に出かせきに行つたときには、大体賃金を一

たらしめることができないのか。これはやはり今日の政治としては非常に大きい。これはあなたにこんなことを話す上へ、少々無理なことを申し上げておるよう思ひますので、これは来てのことについて私は大臣に、一つ次の機会でもいいのですが、聞きたい

なわけで、農繁期との関係から考え
も、むしろ肝心の農繁期で、外へ仕
に出ではならないはずのときに、ど
んどん出ていくということに、これ
大きな問題点があるわけですから、
の問題点は、これは政府、国会を問
ず、みんながもう少し本気で建議す

○江下政府委員 農業期ではございま
すけれども、現実に調べてみますと、
農業関係の人とか漁業関係の人などが大
部分出ておるというのが実情でござい
ます。

業者が北海道その他の各地域に渡って季節労働を求めて働きに出なければならぬということそのことですね、これはやはりそれだけ農家経済というものは非常に苦しい状態の中に追い込まれて

て帰るわけでござります。そして、おとの國に帰つた間は、その賃金である程度生活をするというのが従来の事情であったのでござりますが、最近は保険がもらえるので、結局北海道に出

と思うが、大臣はどう思うのだろうか。それでいいのかどうか、これは大きな政治問題だと思うのです。そういうことを繰り返しめておる。何らか私がひがんでおるのかもしませんけれども、おそれながらこのようないふべきな措置の中であわせて問題となるのは、農村の二男、三男――二男対策――いうことが非常にやかましく言われておりますけれども、おそらく

○中原貢男　おのの手を借りたいとして
うのが農繁期の合言葉です。農繁期の
四月から十月までの間、夏のまつ盛り
はどうか知りませんが、それでも田の
草取りが忙しいのですが、そのネコの
手も借りたいのはずの農繁期に、わざわざ
ざ出かせぎをせなければならぬという
農村、漁村の職業の実態、これはどの

であるのであるうとしうことが予想されるわけです。そうであつてみれば、ただいまお話をありましたように、保険金が一般の賃金並みより非常にころんとして、いわば最高の給付をもらうのであるから、ために六ヶ月間働いて六ヶ月間その給付を受けることをねらいとしてやるというふうに扱われました

かせきに行つて高い貢金をもらって帰ってきて、あとは保険料をもらう、こういう形のものは、やはり今の全体の雇用の実情から見まして、失業保険制度も考えなければならぬというふうに私は考えておるわけでござります。

な、一種の臨時的な仕事について、その仕事を離れて保険金をもらってのうとしておるということが、ほんとうに労働者の求めておる気持だらうか、どうだらうか。これは全くそうじ

○下江戸政府委員 現在の就職情勢が非常に悪いのでござりますので、私どもいたしましては、やはり農村にも相当潜在的な失業者があると思います。これらの人が出かけるのではないかと思うのであります。それにいたしましても、先ほども申し上げますように、季節的に雇用される者というのは

何らか一種の非常に悪意に満ちた、労働者がそのようなものをねらって、そういう保険給付をねらうことが、農村、漁村の過剰人口の、あるいは潜在失業者の一つの手段であるというふうに受け取れるのですが、従つて、そういう観点からこの改正措置がなされたということになるのとは違うのですか、いかがですか。

な、一種の臨時的な仕事について、その仕事を離れて保険金をもらってのうのうとしておるということが、ほんとうに労働者の求めておる気持だらうか、どうだろうか。これは全くそうじやないのです、その道だと私は思うのです。やはりいやしくも自分がつかんだ仕事は、一生の仕事でありたいのです。これはだれだってそれはずなんです。

これは実は毎年その季節になつて行つては保険をもらうということを繰り返しておる。こういうことになりますと、対しましては、北海道に出かせぎしておる間は、北海道で働いて収入を得ますけれども、帰つてきましたの場合には、不定所に出頭をしてもらいまし

○江下政府委員 私の答弁がますいた
めに、どうも御理解願えないのです
が、私は、とにかく毎年、半年働いてあ
との半年は失業保険で暮す、こういう
ことを、一体失業保険制度で認めてい
いのか、これがやはり問題じゃないか
と考えます。失業保険料というのば
全国の労働者から集めて、あるいは政
府もこれに一般の税金から三分の一を
出して運営しておる金でござります。

す。にもかかわらず、それにこたえる
ようなみごとな仕事が保障されておら
ぬところに、臨時の仕事、季節の仕事
でもあさつていこうと心理が起つてく
るわけです。だから、これはやはり私
はそういう六ヶ月を保障するというよ
うなことの繰り返しがいけないという
ことの前に、そのことがむしろ大きい
課題になるのじゃないか。なぜこの
人々を、むしろ、一生を通して働く職場

○江下政府委員 どうも御理解願えなくて、非常に私は残念でござります。実はこの法律が、非常にそういう暗い印象を与えるというお話をございまして、私がどちらから見ますと、その法律の中には、そうでなくて、むしろ制限しないいい面も相当入っておると実はするわけです。これに対しまして、局長の御見解を承わりたい。

自負もいたしております。たとえば十七条の二で、福祉施設を設置するという規定を置いております。これは明らかにこの法律に基きまして、労働者のための職業補導あるいは宿泊施設等を、もう少しこの根拠規定に基いて活発に実施していく、そういう法律の条項でござります。それから資格期間の問題でございます。それはいかに見ましても、先生がおっしゃるように、労働者のためにならぬことはないと私は思つております。それから資格期間の問題でございますが、過去一年間に長い病気にかかりまして資格がつかない者については、特にもう一年延長いたしまして、そうしてできるだけ資格のつくようにしてやる、この規定も入っております。そのほかの規定といしましては、受給期間の調整の問題がござりますが、これは先ほど来論議されたところでございます。そのほかの点は、これは保険料徴収の確保の見地から出ました規定が、あとは大部分でござります。事務的に、従来法律の根拠がないためになかなかスムーズに実施できなかつた点を、今回の改正によって幾分でも明確にいたしたい、不正受給の防止等もあわせて対策を講じたいというのが、今度の失業保険法改正のねらいでございまして、決して先生のおっしゃる如く、制限するとか、あらゆるいはやかましく取り締るということばかりの法律では私どもはないというふうに考えております。今季節労働者の方の問題でございますが、私が先ほど申し上げましたが私の考え方でございますが、北海道方面で非常に高い賃金を毎年季節労働者として行ってもらいう、これで帰りまして保険金をもらえるということになりますと、賃金が高

いのでござりますから、どうしてもその地方の一般の職種別賃金より高い保険金をもらう。こういう事態になりますと、どうしても一面におきましては勤労意欲を阻害する面もございます。そこで、全体の国民に完全な雇用を与えないからだとおっしゃれば、これはもう私も何も申し上げることはできなきるのでございますが、私からこういうことを申し上げるのも口幅つたいのでござりますが、今度経済六ヵ年計画等を作りまして、できるだけそういう方向に政府としても持っていくよう努めをいたしておりますので、その点もあわせてお含みの上、本法案の改正につきまして御了承を得たいと思います。

午後三時三十九分散会

う、これで帰りまして保険金をもらえるということになりますと、賃金が高

昭和三十年七月十三日印刷

昭和三十年七月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局